



平成 30 年 12 月 26 日

各 位

会 社 名 昭和電線ホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 長谷川 隆代
(コード番号 5805 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員 事業戦略本部経営企画部長 小又 哲夫
(TEL. 044-223-0520)

指名委員会および報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 12 月 26 日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 委員会設置の目的

各委員会は、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することで、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスの客観性および透明性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的としております。

2. 委員会の役割

各委員会は、取締役会の諮問に基づき、主に以下の事項を審議し、答申いたします。

(1) 指名委員会

- ① 取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- ② 代表取締役、役付取締役の選定・解職に関する事項
- ③ 経営陣幹部（執行役員および子会社取締役を含む。以下、同じ）の選任・解任に関する事項
- ④ 取締役、経営陣幹部の選任および解任に関する基本方針および手続き等
- ⑤ 代表取締役、役付取締役の選定・解職に関する基本方針および手続き等
- ⑥ 後継者計画に関する事項
- ⑦ その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

(2) 報酬委員会

- ① 取締役、経営陣幹部の報酬の体系、制度の方針等に関する事項
- ② 取締役、監査役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- ③ 取締役、経営陣幹部の報酬に関する事項
- ④ その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

3. 委員会の構成

各委員会は、取締役会決議により選定された 3 名以上の取締役で構成し、うち半数以上は独立社外取締役といたします。

また、各委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定いたします。

4. 設置日

平成 30 年 12 月 26 日

以 上